

用語の解説

([] 内ページ数表示は初出ページを示す)

* 1 心身障害教育[本文 P 1]

特殊教育と同義。東京都では「心身障害教育」の名称で呼ぶ。

* 2 特殊教育[本文 P 1]

心理的または身体的に何らかの障害のある児童・生徒は、その障害のために通常の教育内容・方法による通常の学級での教育が困難であることから、その特性や能力に応じて特別な教育を行おうとする学校教育の一分野のこと。

石部元雄、伊藤隆二、鈴木昌樹、中野善達編著 平成 13 年 「心身障害教育辞典」 福村出版

* 3 心身障害学級[本文 P 1]

特殊学級と同義であり、「心身障害学級」は都独自の名称である。学校教育法に基づいて小・中学校に設置されており、知的障害者、肢体不自由者、病弱・身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、情緒障害者を対象とした学級がある。

* 4 個別指導計画[本文 P 1]

一人一人の教育的ニーズに応じた指導をきめ細かく行うため、学校と保護者がともに作成する児童・生徒一人一人の指導計画のこと。

* 5 ノーマライゼーション[本文 P 1]

障害のある人も障害のない人も同じように社会の一員として、社会参加し自立して生活できる社会をめざすという考え方。

文部科学省 平成 13 年 「21 世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」

* 6 LD (学習障害) [本文 P 1]

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す状態。

文部省 平成 11 年 「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」報告書

* 7 ADHD (注意/欠陥多動性障害) [本文 P 1]

次のような 3 つの行動特徴がしばしば見られるような状態。

不注意 = 不注意な過ちをおかす、注意が持続しない、必要な物をなくす等

多動性 = 手足をそわそわ動かす、すぐに離席する、じっとしてられない等

衝動性 = 質問が終わらないうちに答える、順番を待つことが苦手である、他人に一方的に関わる等

東京都教育委員会 平成 14 年 「注意欠陥/多動性障害 (A D H D) 児等について理解を深めましょう」

* 8 高機能自閉症[本文 P 1]

3 歳位までに現れ、 他人との社会的関係の形成の困難さ、 言葉の発達遅れ、 興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

文部科学省 平成 14 年 「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」中間まとめ

* 9 特別支援教育[本文 P 1]

従来の特教育の対象の障害だけでなく、 L D、 A D H D、高機能自閉症を含めて、障害のある児童・生徒に対して適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

文部科学省 平成 15 年 「これからの特別支援教育の在り方 (最終報告)」

* 10 個別の教育支援計画[本文 P 1]

教育、保健、医療、福祉、労働等の連携による、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援計画。児童・生徒一人一人の特別な教育ニーズを把握し、関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うための教育上の指導や支援を内容とする。

文部科学省 平成 15 年 「これからの特別支援教育の在り方 (最終報告)」

* 11 特別支援教育コーディネーター[本文 P 1]

特別な支援を要する児童・生徒やその保護者ために、学校内及び関係機関との連携・調整を行う教職員のこと。

文部科学省 平成 15 年 「これからの特別支援教育の在り方 (最終報告)」

* 12 広域特別支援連絡協議会[本文 P 1]

特別な支援を必要とする児童・生徒やその保護者への支援等を効果的に行うために、都道府県行政レベルで設置する部局横断型の連絡会のこと。

文部科学省 平成 15 年 「これからの特別支援教育の在り方 (最終報告)」

* 13 特別支援学校[本文 P 1]

障害の重複化や多様化を踏まえた障害種別にとられない学校の設置形態のこと。地域の特別支援教育のセンター的役割を担う。

文部科学省 平成 15 年 「これからの特別支援教育の在り方 (最終報告)」

* 14 特別支援教室[本文 P 1]

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、個々のニーズに応じた適切な教育を行うために小・中学校に設置する教室のこと。

* 15 固定学級[本文 P 2]

教育活動全般において特別な指導を必要とする児童・生徒を対象として設置されている学級の形態。児童・生徒は、学習活動の全部を小・中学校に設置された学級で受ける。東京都には、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）、情緒障害を対象とした学級がある。

* 16 通級指導学級[本文 P 2]

教育活動の一部において特別な指導を必要とする児童・生徒を対象として設置されている学級の形態。児童・生徒は、通常の学級に在籍し、学習活動の一部を小・中学校に設置された学級に通級する。東京都には、弱視、難聴、言語障害、情緒障害を対象とした学級がある。

* 17 拠点方式[本文 P 1 4]

心身障害学級の適正配置の考え方。小・中学校の通学区域 4 ～ 5 区に 1 校程度、心身障害学級が設置されている。

* 18 国際障害分類[本文 P 1 6]

障害についての国際的な共通理解のために、WHO（世界保健機関）が発表しているもの。世界各国で実用化され、大きな役割を担っている。

* 19 自立活動（の指導）[本文 P 1 6]

障害による困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣等を養うことをめざす学習活動のこと。

* 20 教育課程[本文 P 1 6]

各学校の教育目標、教育内容、授業時数、週時程等を定めた教育計画のこと。

文部省 平成 12 年 盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領解説 総則等編

* 21 特別支援教育センター[本文 P 1 7]

特殊教育センターと同義。特別な支援を必要とする児童・生徒の教育やその保護者への相談支援等を効果的に行うため、教員や保護者に対する研修、相談、情報提供等の機能を担うセンターのこと。

* 22 エリア・ネットワーク構想[本文 P 1 9]

全都を複数のエリアに分割し、エリア内の盲・ろう・養護学校や小・中学校等の教育機関と保健・医療、福祉、労働等の関係機関が、それぞれの専門性に立脚したネットワークを構築する「特別支援教育システム」のこと。

*23 特別支援プロジェクト[本文P19]

区市町村を基礎的な単位とした地域の教育・福祉・医療・労働等の関係者で構成する乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制のこと。ライフステージを見通した「個別の支援計画」の作成を行う。

*24 個別の支援計画 [本文P19]

障害者基本計画で示された、障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画。「今後の特別支援教育の在り方(最終報告)」で示された「個別の教育支援計画」はこれに含まれる。

*25 地域指定校(副籍を置く学校) [本文P19]

盲・ろう・養護学校の児童・生徒が住所を有する地域を学区とする小・中学校で、学齢期における地域との関係を継続するため「副籍」を置く学校として指定する学校のこと。

*26 副籍[本文P19]

都立盲・ろう・養護学校に在籍する児童・生徒やその保護者と地域との継続的な関係を維持するため、居住地域の小・中学校に副次的に籍をおくこと。

*27 校内委員会[本文P21]

特別な支援を要する児童・生徒やその保護者に対して、適切な教育や支援を行うことを目的として各学校に設置される委員会のこと。

文部科学省 平成15年 「これからの特別支援教育の在り方(最終報告)」

*28 主幹[本文P21]

東京都において新たに設けられた職で、教頭を補佐しながら学校経営に携わるとともに授業も受けもつ。

*29 スクールカウンセラー[本文P21]

小・中学校に配置されている有資格のカウンセラーのこと。児童・生徒のあらゆる相談に対応する。

*30 療育プログラム[本文P22]

就学前の療育機関等において作成される個別のプログラムのこと。指導員、保育士、心理士、機能・言語訓練士、医師等のさまざまな分野の専門家が携わって作成される。

*31 就学支援計画[本文P22]

児童・生徒の障害の状態に応じた最もふさわしい教育を保障するために、就学前の療育機関の職員や区市町村教育委員会の担当者、小学校や盲・ろう・養護学校教員等の連携に基づいて作成する計画のこと。

* 32 個別移行支援計画[本文 P 2 2]

職業教育や進路指導の充実を図るとともに、生徒一人一人の社会参加・自立を支援するため、学校と労働機関、民間企業等が連携・協力して作成する計画のこと。

* 33 自閉症[本文 P 2 4]

脳機能障害が推測される発達障害。その診断は、相互的社会交渉の障害、コミュニケーションの障害、興味・関心の限局性の3つの行動症状より行われ、3～6歳頃に認められる。

石部元雄、伊藤隆二、鈴木昌樹、中野善達編著 平成13年 「心身障害教育辞典」 福村出版

* 34 学校経営計画[本文 P 2 4]

教育の質の向上を図るため、中・長期的な展望に立って各学校が作成する計画のこと。校長が都民に対して明らかにする「公約」の役割をもつ。

* 35 ティーチング・アシスタント[本文 P 2 5]

教員の指導を補助する者のこと。教員と一緒に授業を行い、児童・生徒の学習活動の支援を行う。

* 36 教育課程の類型化[本文 P 2 8]

生徒の障害の状態及び能力・適性・進路・興味・関心等に応じた適切な教育を行うため、コース制等による教育課程を編成すること。

文部省 平成12年 盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領解説 総則等編

* 37 リソースルーム[本文 P 3 1]

障害のある児童・生徒が、通常の学級で教育を受ける際に起こるあらゆる教育ニーズを満たすために人的・物的環境が整っている部屋(教室)のこと。米国等の諸外国における教育システムである。

石部元雄、伊藤隆二、鈴木昌樹、中野善達編著 平成13年 「心身障害教育辞典」 福村出版

* 38 初任者研修[本文 P 3 7]

新たに教員として採用された者に対して実施する研修のこと。

* 39 10年次研修[本文 P 3 7]

教員として採用されて10年目を迎えた者を対象として実施する研修のこと。

* 40 OJT[本文 P 3 7]

On The Job Trainingの略。仕事を通じて、必要な知識、技能、問題解決能力及び態度等を習得させるために実施する教育訓練のこと。

*41 PFI（方式）[本文P40]

Private Finance Initiativeの略。公共事業に民間の資金を導入して効率化・活性化をめざす。第3セクター方式が代表的である。

*42 東京都聴覚障害教育推進検討委員会[本文P40]

東京都における聴覚障害の充実を図るため、聴覚障害教育（主にろう学校の教育）の現状や課題をまとめ、これからの在り方を検討するために設置された委員会のこと。平成9年12月に答申を提出した。

*43 東京都聴覚障害教育推進構想[本文P40]

東京都聴覚障害教育推進検討委員会の答申に基づき、都立ろう学校の教育内容の充実や再編整備等について示した構想のこと。

*44 マネジメント・サイクル[本文P43]

学校経営や授業等の改善のために、計画（P） 実施（D） 評価（S）のサイクルの仕組みを取り入れること。

*45 自律経営予算[本文P43]

学校経営方針の具現化に向け、校長の自由裁量で執行できる予算枠のこと。